

情報公開制度に関する報告書

昭和59年 7 月

日野市情報公開制度検討委員会

日野市立図書館

81-7354



14 61 604

1461604

情報公開制度に
関する報告書

次に記した日までに返して下さい。

は じ

85. 1. 19

85. 6. 8

85. 11. 30

91. 2. 16

日野市は、情報公開の制度化に際して、情報公開制度検討委員会を設置し、10月に第1回会議を開催以來数回にわたり種々の検討課題について調査研究を進めてまいりました。

その検討の課程において東京都及び下崎五郎の職員による講演を受けるとともに神奈川県県政情報室を視察し、現状を見学することができました。

本報告書は、これら先進地の検討結果を参考に、日野市における情報公開制度のあり方を検討したものです。

この報告書の内容は、制度化への方向性について作成されていますが、考慮し、準備段階においても十分使用に耐えるよう制度のシステム及び運用面についても説明を加えてあります。

今後、全庁的検討及び準備段階を経て、制度の早期実施が図られることを願うものである。

昭和59年7月

日野市情報公開制度検討委員会

お問合せ・ご連絡は

中央図書館	電話代 81-7354
ひまわり号	
多摩平児童図書館	電話 81-4744
高幡図書館	電話 91-7322
日野図書館	電話 84-0467
社会教育センター図書館	電話 83-2561
平山図書館	電話 91-7772
百草台児童図書館	電話呼 91-7001
市政図書室(市役所内)	電話呼 85-1111 (内490)

内図M-81-8(80×120) 上45 庁内印刷

1461604

は　　じ　　め　　に

日野市は、情報公開の制度化に向けて、昭和58年7月に情報公開制度検討委員会を設置し、10月に第1回の会議を開催以来数次にわたり種々の検討課題について調査研究を進めてきました。

その検討の課程において東京都及び埼玉県の職員による講演を受けるとともに神奈川県県政情報室を視察し、つぶさに公文書の公開状況とその運用の実態を見学することができました。

本報告書は、これら先進地の検討結果、公開状況及び各種文献を参考に、日野市における情報公開制度のあり方について考え方を整理しまとめたものです。

この報告書の内容は、制度化へ向けての諸課題の調査研究ということに重点をおいて作成されていますが、今後の準備組織に引き継ぐという役割を考慮し、準備段階においても十分使用に耐えるよう制度のシステム及び運用面についても説明を加えてあります。

今後、全庁的検討及び準備段階を経て、制度の早期実施が図られることを願うものである。

昭和59年7月

日野市情報公開制度検討委員会

目 次

第1章 情報公開についての基本的考え方	1
1 情報公開制度の意義・目的	1
2 情報公開制度の必要性	2
3 情報公開制度の基本原則	2
(1) 公開原則の確立	3
(2) プライバシーの最大限の尊重	3
(3) 市民の利用しやすい制度	3
4 総合的な情報公開の整備	3
5 制度の立法形式	4
第2章 情報公開制度の骨子	5
1 請求権者	5
2 実施機関	7
3 対象情報の範囲	9
(1) 形態（記録媒体）からの対象情報	10
(2) 公的性格からの対象情報	11
(3) 情報の公開時点	12
4 適用除外事項	12
(1) 基本的考え方	12
ア 制度的意義、性格	12
イ 規定の方法	14
(2) 他県市町における適用除外項目	14
(3) 東京都情報公開懇談会提言における適用除外項目	15

(4) 当市が適用除外事項として考慮すべき項目	1 6
ア 個人情報に関する項目	1 6
イ 法令秘情報に関する項目	1 7
ウ 事業活動情報に関する項目	1 7
エ 国等関係情報に関する項目	1 8
オ 機関内・機関間情報に関する項目	1 9
カ 合議制機関等関係情報に関する項目	2 0
キ 行政運営情報に関する項目	2 1
(5) 適用除外事項における時限性及び部分性の取扱い	2 2
ア 時 限 性	2 2
イ 部 分 性	2 2
5 機 関 委 任 事 務	2 2
(1) 問 題 の 所 在	2 3
(2) 機関委任事務の概念	2 3
(3) 国 の 見 解	2 4
(4) 結 論	2 5
6 救 済 制 度	2 6
(1) 救済制度創設の必要性	2 6
(2) 現行行政不服申立制度における条例による救済機関の設置	2 7
(3) 条例による救済機関の適正手続及び客観性	2 8
(4) 関 連 諸 問 題	2 8
7 情 報 目 録	2 9
8 費 用 負 担	3 0
9 適 正 使 用	3 1
1 0 他 法 令 と の 調 整	3 2
1 1 運 営 審 議 会 の 設 置	3 2

第3章 情報公開制度の請求及び公開の手続	3 3
1 請求行為	3 3
(1) 請求の方法	3 3
(2) 文書による請求	3 4
(3) 情報公開請求書の記載事項	3 4
2 請求への対応	3 4
(1) 請求の受理	3 4
(2) 請求文書の検索	3 5
(3) 公開の決定	3 5
ア 公開非公開の処分庁	3 5
イ 公開非公開の決定及び通知の専決権者等	3 5
(4) 公開の方法	3 6
(5) 回答期限と請求者への通知	3 6
3 対応組織等	3 6
(1) 窓口組織	3 6
(2) 文書検索体制の整備	3 7
第4章 プライバシーの保護	3 9
1 プライバシーの概念	3 9
2 情報公開制度とプライバシー	4 0
3 電子計算組織個人情報保護条例との調整	4 1
4 関連諸問題	4 2
第5章 制度実現への取組みと今後の課題	4 4
1 文書管理体制の整備とその確立	4 4
(1) ファイリング・システムの現状	4 4
(2) ファイリング・システムの徹底	4 4

(3) 全文書調査及び非公開文書についての実態調査の必要性	4 5
(4) 関 連 諸 問 題	4 5
2 市 民 意 思 の 反 映	4 6
3 職 員 意 識 の 啓 発	4 6
4 全庁的推進体制の整備	4 7
5 段 階 的 実 施	4 7

〔資 料〕

資料1 日野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例	4 9
資料2 日野市情報公開制度検討委員会設置要綱	5 3
資料3 日野市情報公開制度検討委員会検討経過	5 5
資料4 日野市情報公開制度検討委員会委員名簿	5 7
資料5 参 考 文 献	5 8

第1章 情報公開についての基本的考え方

1 情報公開制度の意義・目的

情報公開制度とは、原則として行政機関等が保有する情報を、住民からの請求に応じて提供することを行政機関等に義務づけ、住民の「知る権利」を保障する制度である、といえる。

新しい制度を創設する場合は、その制度の意義・目的を十分検討し、既存の法秩序との調和を図るとともに、その制度の目的を適正に実現することが必要である。この制度の意義・目的の主なものをあげると次のとおりである。

まず、「市民の参加」の観点からである。この考え方は、市民意思を行政に反映するためには、市民が必要なときに必要な情報を保有する態勢作りが必要であり、行政の実態を知らされなければ本当の意味の市民参加はない、というものである。

次に、「市民の監視」という観点からである。この考え方は、現行システムとして議会による監視、監査委員による監査、直接請求としての監査請求等の制度が現存するが適正な行政執行を確保するため、市民が行政運営の実態を把握して行政をチェックする、というものである。

ついで、憲法上の「知る権利」を基本的人権ととらえ、その一環として行政機関から積極的に情報を収集する公開請求権を市民に認め「知る権利」の実現に資する制度とする、という考え方である。

最後に「開かれた市政」という観点からである。この考え方は、市政に市民の理解と協力をもとめ、市政に市民の意思を十分に反映するとするものである。いわば、市政への参加と監視機能を併せもったものということ

ができる。

以上の4つの考え方をふまえ、当市のめざす情報公開制度の目的は、「知る権利」を保障し「市民参加」をより推進し「開かれた市政」を実現することに求めたい。

2 情報公開制度の必要性

当市においては、新市庁舎のオープンに伴い、図書館の第7番目の分館として市政図書館を開館し、行政資料等の提供を積極的に行っている。しかしながらそこに配架されている行政資料等は、行政側からの提供資料であり、市民が閲覧することを目的に作成されたものが多い。そこには、行政側の恣意的判断の余地が大きいこと及び公平さが確保し得ないことなど一定の限界がある。そこで、市民の個別の請求に応じて公文書を公開するしくみいわゆる情報公開制度の必要性が強調される。その必要性を列記すると次のとおりである。

- ① 行政の民主性、公平性が確立され、行政に対する住民の信頼性がより確立される。（信頼性の確保）
- ② 市民の行政に対する理解と認識が深まり市民が行政により積極的に参加する道が開ける。（市民参加の促進）
- ③ 職員意識の変革、行政運営の改善が一層進められ効率的な行政運営がより推進される。（効率的な行政の一層の推進）

3 情報公開制度の基本原則

情報公開制度の制度化に当たっては、次の3点を基本原則とする必要が

ある。

(1) 公開原則の確立

情報公開の目的を達成するためには、すべての情報を公開することを原則とする。対象とする情報のうちで公開の例外とする情報（適用除外事項）は、合理的な理由をもった必要最小限のものとする。

(2) プライバシーの最大限の尊重

個人の尊厳を守るため「原則公開」とするこの制度についても、原則非公開として最大限に尊重する。

(3) 市民の利用しやすい制度

市民参加のもとにおける制度化については、請求から公開までの手続が市民にとって利用しやすい制度とする必要がある。

4 総合的な情報公開の整備

ここで制度化を目ざしている情報公開制度は、情報公開のすべてではない。いろいろの分類方法が考えられるが、財政状況の公表（地方自治法第243条の3）決算の要領の公表（同法第233条第5項）等のように、行政機関に特定の情報を広く市民に公表することを義務づける制度、個人の意見等無形情報を広く公開する会議の公開制度、特定情報について特定者に公開請求権を設定する行政手続制度、自己情報のコントロール制度、そして、市政図書館の活動のように行政側が任意に情報を提供する情報提供施策等がある。これらの制度には、それぞれに特色があり情報公開を進めていくためには、各種の制度が相互に補完しあいながら、総合的に機能

するよう整備を図る必要がある。

5 制度の立法形式

本市が目ざす情報公開制度は「知る権利」を保障し「市民参加」をより推進し「開かれた市政」を実現することにある。このことは、市政全般にわたる制度を目ざすものであり、また、市民に情報公開請求権を付与し、市に対しては、公開義務を設定するという法的権利義務関係を創設するものである。このため、制度の立法形式は条例によることが妥当である。

第2章 情報公開制度の骨子

1 請求権者

市の保有する情報の公開を請求する権利を有する者すなわち請求権者などの範囲にするかについては、情報公開制度の意義・目的・实际的効果などの理解により、次の3つの考え方がある。

- ① 行政情報は、「何人」にも公開すべきであるとする説。
- ② 市内に在住している個人、市内に在勤又は在学している個人並びに事務所、事業所を有する法人及びその他の団体、いわゆる「広い意味の市民」とする説。
- ③ 市内に在住している個人並びに事務所、事業所を有する法人及びその他の団体、いわゆる「市民」とする説。

①説「何人」にも公開すべきであるとする意見の主な理由は次のとおりである。

(ア) 理論的にみても、知る権利の保障と情報の自由な流れの利益の享受者は、国民すべてであり、市民に限定する理由はないこと。

(イ) 情報化社会の進展により、市域をこえた情報の交流が求められていること。生活圏が拡大して市の行政に利害関係を有する者は、市民に限らないこと。

(ウ) たとえ、市民に限定しても市民以外の者が市民に依頼すれば結果的に入手可能であること。市民か否かの判定に手間どること等、実態的に限定する意味が薄いこと。

②説「広い意味の市民」に公開すべきであるとする意見の主な理由は次のとおりである。

(ア) 制度の意義・目的が市民の市政への参加、監視など開かれた市政の実現にあるとする立場をとれば、限定する方が筋がとおること。

(イ) 限定された請求権者以外からの請求については、公開請求権を認めなくても、事実その求めに応じられること。

(ウ) 市域にとらわれず、情報の自由な流れを保障するという見地からは意義あることであるが、市においては「何人」からも請求されるような情報を保有していないのではないか。また、全国的な対応は、法律で対応すべきであり、市の条例で規定することには限界があること。

(エ) 昭和55年国勢調査をみても、在学者は、9,694人、在勤者は、22,336人に及んでおり、（常住人口145,408人に対する割合は、22.0% 昼間人口126,916人に対する割合は、25.2%）在学、在勤者も現実的に市の行政サービスを受けているという実態があること。

③説「市民」に限定すべきであるとする意見の主な理由は次のとおりである。

(ア) 上記②説の(ア)、(イ)、(ウ)の理由

(イ) 公開することにより、最終的には訴訟で争い法的責任を負う請求権を何人あるいは、他市の住民に公開する条例を市民の費用負担で創設することには検討の余地があること。

(ウ) 条例の効果の及ぶ範囲という見地からは、地方公共団体という場所的、人的構成要件である場所又は市民をとらえて各種の施策をするのであって、市外の住民に請求権を与え、法的責任を負うことが市の事務として構成しうるかどうかが疑問があること。

当市の基本的考え方は上にも述べたように、地方公共団体の観念が成り立つためには、場所的構成要件である区域、人的構成要件である住民、法制度的構成要件である法に基づく人格の3つの要素からなっており、地方公共団体は、この構成要素たる場所又は住民をとらえて各種の施策を展開

すると同時に、市域以外の者をも対象にして行政サービスをしている実態がある。

①説は法的責任、費用負担等の面、さらに行政サービスは第一義的には当該地方公共団体の住民をその対象としていることから、市民の理解を得にくい面があること等を考えると慎重に対応することが必要である。

③説は住民自治という視点からの基本的考え方であるが、上にも述べたように行政サービスの実態からは狭いと思われる。

よって、当市においては、市民参加の推進と開かれた市政を目ざす意義・目的からして②説「市内に在住している個人、市内に在勤又は在学している個人並びに事務所、事業所を有する法人及びその他の団体」を基本とすることが妥当であると考ええる。

なお、市外に居住している者で、市の行政に何らかの利害関係を有する者等から公開の申請があった場合においてもその公開に努めるものとする。

2 実施機関

市における情報公開の実施機関としては、市政への市民の参加及び開かれた市政という視点からすれば、市のすべての執行機関（市長部局、行政委員会、公営企業等）において、同時に実施されるべきである。また、議決機関である議会も制度の趣旨を踏まえて、検討されることが望まれる。

以上のことを考慮し想定できる問題点等は、次のとおりである。

市民の市政への参加、開かれた市政、市民の知る権利を保障するという立場からは、市の機関がすべてにおいて実施することが望ましいこと、市の行政サービスは「市役所の仕事」として一体的に理解されていること、相互に関連する情報、類似の情報に対して十分に情報を得る必要があること等から、上記のように市の全機関が同時に実施されることが望ましい。

実施機関については、制度化について全機関が同時に実施されることが望ましいが、各実施機関における組織・権限及び事務執行体制、文書管理体制等が異なることから全機関同時に実施できるかが問題になる。

① 議会について

本会議は市民に公開され（地自法第115条）、各委員会は委員長の許可を得て傍聴できる（議会委員会条例第18条）し、また、これらの会議録も公開されている。予算の執行も事務局において執行され、公文書類の保管は長の担回事務（地自法第149条）であるが条例、規則により事務局において事務を処理し文書の保存等を行っているのが実状であり、情報公開の要請は議会を除外する合理的理由はない。

② 執行機関の附属機関について

附属機関については、地自法第202条の三（附属機関の職務権限・組織等）においてみられるように直接住民に対して執行権を有する機関ではなく、また、附属機関の庶務は、その属する執行機関において掌るものとされている。

このことから、附属機関については、実施機関となる各執行機関と一体のものとして考えるべきである。

③ 外郭団体について

外郭団体としては、土地開発公社、高齢者事業団、社会福祉協議会等が主要なものである。これら外郭団体は、市とは別個独立の法人格を有しており、当然には市の条例の適用を受けるものではない。よって、当該団体の自主的な判断に委ねることが適当であると思われる。

また、外郭団体は市の行政の一翼を担うとともに、密接な協力関係に立っているので、情報公開制度の創設後、それに準じて実施されることが望まれる。

④ 任意団体について

職員の福祉増進に資することを目的として、地方公務員法の厚生福利

制度の一環として、日野市職員互助会が条例により設置されている。

この団体は、いわゆる任意団体であり、法人格を有していない。これらのことから情報公開については、自主的な判断によることが適当と思われる。

3 対象情報の範囲

公的機関の保有する情報には、文書、図画、マイクロフィルム等に記載された有形情報と、面接、会議等における口頭での発言などの無形情報がある。情報公開制度で検討が必要であるのは、有形情報である。いうまでもなく、市の事務処理は、文書によって行うことを原則としているので、文書の形態をとるものが多いが、録音テープ、磁気テープ等種々の形態がある。

次に、有形情報の形態としては、いろいろあるが、文書によるものと、文書以外によるものとに大別することができる。文書によるものとしては、起案文書、供覧（回覧）文書、復命書、台帳・簿冊・カード式帳票、市が作成又は入手した刊行物（一般図書、雑誌類、論文、統計資料、調査報告等）があり、文書以外によるものとしては、映画、スライド、マイクロフィルム、録音テープ、磁気テープ等がある。各県の公文書等実態調査をみても文書の形態をとるものが圧倒的に多い実態である。文書以外によるものは、実態調査によるときわめてウェートが小さく、現時点では、大きな役割を果たしているとは思えないが、今後、機械化の進展及び文書量の増大に伴って、磁気テープ、マイクロフィルムの重要性は、ますます増大するものと思われる。

このように、対象情報の範囲を定めるにあたっては、いろいろの要素を考慮して定めなければならないが、現実的対応としては、制度の理念を踏

まえての対応可能性（整理保管され、容易に検索ができるような管理体制がなされていること。）を考慮し、慎重に検討されなければならない。そして、そのことは、制度施行後請求権者からの公開請求に対し、情報の不存在を理由に請求拒否をした場合、制度そのものの信頼性が損われるからである。

そこで、対象情報の範囲を定めるにあたっては、次の３点について検討することとする。

第１点は、形態（記録媒体）の観点から、第２点は、公的性格から見た場合、第３点は、何時の時点で公開対象となるかである。

(1) 形態（記録媒体）からの対象情報

情報の形態（記録媒体）としては、上にも述べたように紙を媒体とした一般文書（起案文書、供覧文書等）、帳票、地図、図面等が主体であり、その他に、コンピュータに入力された情報、録音テープ、マイクロフィルム等がある。このうち、コンピュータに入力されている情報は、そのまま対象とすることが現時点においては、困難な課題が多い。すなわち、アウトプットに新たなプログラム設計が必要なこと、それに要する経費がかさむこと、また、コンピュータに入力された情報が個人情報であること等、実施機関に多大の経費を要する一方、請求者にとっても満足のいく情報が得にくい面が多いと思われる。録音テープについても公式の記録か又は補助情報かという問題がある等、そのままでの形での公開には問題がある。

しかし、コンピュータから出力された情報および録音テープからの採録物は、対象に含めてもよいと思われる。マイクロフィルムについては、文書を写真にしたもので、基本的には、対象範囲に含めることが適当と思われる。

よって、対象情報としては、一般文書、帳票、地図、図面、マイクロ

フィルム、コンピュータから出力された情報、録音テープからの採録物が考えられる。

また、これらの情報は、現に保有している保存期間内のものとし、情報を加工して提供することを行わないこととする。

(2) 公的性格からの対象情報

市における事務処理は、文書によることを原則としている。そこで、公的性格からの対象情報については、①広義・狭義の公文書の概念、②事務処理上の過程、③職務執行の立場等からの検討が必要である。

まず、広義・狭義の公文書の概念からは、狭義の公文書の概念は、刑法上の公文書の概念であり、その要件は、ア、官公庁又は公務員が作成するものであること、イ、職務上作成する文書であること、である。その例として、私人の意思表示であっても、作成名義が官公庁又は公務員である場合は、公文書とされる。広義の公文書の概念は、文書事務処理上、官公庁において事務処理上取り扱うすべての文書を公文書という場合である。

その例としては、私人名義でも官公庁に提出された文書で、申請書、届書、願書等がある。文書管理規程等の規定で文書というのは、この広義の公文書を意味している。次に事務処理上の過程からは、収受又は作成される文書には、担当者が事務処理のため作成したメモ類、資料等の個人的な執務資料から、収受文書、決裁のための起案文書など、その種類及び形はさまざまである。ついで、職務執行の立場からは、直接意思決定（決裁）に係る文書（決裁権者の決裁を受けたもの）と、直接意思決定（決裁）を伴わない文書（個人的執務資料）に区分する方法もある。

よって、以上のことを総合的に勘案して、公的性格からの対象情報は、職務上作成し若しくは収受した文書で決裁権者の決裁又は供覧等の手続が終了したものとし、これらのものについて、「公文書」の概念を用

いることが妥当と思われる。

なお、個人的執務資料も起案文書に意思決定の判断資料として添付されたものについては、起案文書と一体をなすものとして対象に含めることとする。

(3) 情報の公開時点

公文書の公開時点については、

- ① 作成又は收受の段階のものも含め、市の管理するすべての情報を対象とする。
- ② 決裁又は供覧等を終えた段階で対象とする。
- ③ 決裁又は供覧等を終え、所定の手続を終えた段階で対象とする。

の3つの考え方がある。

①の考え方については、決裁前の段階の文書は、案の段階であり、責任をもてる文書ではない。この段階の文書を公開することは、混乱を招き行政の公正な執行に支障を来すおそれがある。

②の考え方については、早く情報を公開できるという点では、利点があるが、準備期間がないため、決裁後の審査、浄書、公印、押印、発送等の施行手続がとれない。

よって、市民が公的機関で認知し、公的情報として公的責任を負うことができる③の考えが、適当であると思われる。

4 適用除外事項

(1) 基本的考え方

ア 制度的意義、性格

情報公開制度は「知る権利」を制度的に保障しようとするものであるから、情報は原則として公開が義務付けられ、対象情報の範囲は、できる限り広くかつ明確でなければならない。

しかし、市の保有する情報の中には、医療記録や生活保護記録のように個人のプライバシーに関するものや、あるいは、採用試験問題のようにそれを公開することによって行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じたり、その事務事業の目的が達成できなくなる等のおそれがあるため、この制度において、非公開とすることができる情報の範囲を定める必要がある。どのような情報を公開しないことができるか、あらかじめ適用除外として規定しておくことは、既制定条例等においてもみられるところである。

適用除外事項の性格は、原則公開の例外として公開義務を免除することすなわち該当する情報を非公開とすることを実施機関に許容するものである、という考え方がこれまでの定説であるが、適用除外事項に該当する情報であっても、公開することが公益上必要だと認められる場合には、その情報を公開することが望ましい。既制定条例においても個人情報、事業活動情報に関する項目では適用除外事項の例外として限定的にはあるが、一定の「公益上の必要」があれば、その情報を公開することができる、との規定を設けている。「公益上の必要」の裁量判断にあたっては、一般的に非公開とする実質的理由と公開する公益上の必要性とを比較衡量したうえで、慎重に公開の可否について判断する必要がある。

なお適用除外事項は、原則公開の例外として、①非公開とすべき情報の範囲を定める、②個別の情報が公開しうるかどうかを具体的に根拠づけるとの観点から定められるべき（都における情報公開制度）という考え方から請求権者の「知る権利」と他の個人及び団体の権利・利益並びに公益との調和を図るためにとの観点から定められるべき

（東京都情報公開懇談会）という考え方に変わってきている。

イ 規定の方法

（ア）最小限に止める

適用除外事項の範囲は、原則公開の趣旨から合理的な理由をもった最小限のものとすべきである。その判定にあたっては、非公開とする実質的理由と公開する公益上の必要性とを比較衡量するとともに個人及び団体の権利・利益が損われることがないように慎重かつ適切に判断する必要がある。

（イ）具体性・明確性

適用除外事項を定める場合は、実施機関にし意的な判断を与える余地のあるものであってはならない。請求するものにとっても実施機関にとっても抽象的、包括的に規定することは、無用の混乱を招きひいては、制度の信頼性を損うことになる。そこで適用除外事項は、その運用上の判定基準（細目）を含めて、公開可否を決定するに際し、適格に判断することができるように具体的かつ明確に規定されるべきである。

（2）他県市町における適用除外項目

58年6月1日までに、2県（神奈川県、埼玉県）1市（春日市）4町（金山町、蒲原町、緒方町、府中町）において条例が施行されているが、項目的には、共通点が多く、いずれも適用除外事項を具体的に規定している。各条例の適用除外事項（府中町を除く）を整理すると次のとおりである。

ー 共通の適用除外項目ー

個人情報に関する項目

法令等により非公開とされている事項に関する項目

法人、団体等の情報に関する項目

－埼玉県を除く共通の適用除外項目－

検査、争訟、入札、試験、行政上の取締り、監査、交渉等に関する項目

－蒲原町、緒方町を除く共通の適用除外項目－

機関内部、機関相互、国等との間の情報で公開することにより著しい支障があると認められるものに関する項目

－神奈川県、埼玉県にのみ規定される項目－

犯罪の捜査、取締り等に関する項目

－埼玉県、金山町、緒方町にのみ規定される項目－

その他の情報に関する項目

－神奈川県にのみ規定される項目－

国等からの協議又は依頼に基づいて作成又は取得した情報で公開すると国等との協力関係を著しく害するおそれのある情報に関する項目

－蒲原町にのみ規定される項目－

当該情報を得るに当り非公開を条件とされているものに関する項目

公開することにより、人の生命又は身体の安全に危険が及ぶと認められるものに関する項目

(3) 東京都情報公開懇談会提言における適用除外項目

東京都情報公開懇談会からの提言は、その趣旨において「適用除外事項は、請求権者の「知る権利」と他の個人及び団体の権利・利益並びに公益との調和を図らなければならない。」との観点から定められるべきだと記述している。そこで提言の類型区分をあげると次のとおりである。

法令秘情報に関する項目

個人情報に関する項目

事業活動情報に関する項目

犯罪の予防、捜査情報等に関する項目

国等関係情報に関する項目

合議制機関等関係情報に関する項目

機関内、機関間情報に関する項目

行政運営情報に関する項目

(4) 当市が適用除外事項として考慮すべき項目

検討委員会では、上記のようにすでに情報公開条例を施行し、又は実施することを予定している東京都情報公開懇談会提言を参考として一応、次のような7項目を適用除外事項とすることにした。もとより適用除外事項の範囲をどのように定めるかは、情報公開制度の検討過程における中心的課題であり、その定め方如何が、この制度の成否を左右するといっても過言ではない。この適用除外事項は、今後実施される文書調査を行うための基準として用いられまた調査結果を分析精査すると共に基準を修正し実施へ向けての細目基準を設定するための柱となるものである。

ア 個人情報に関する項目

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ㊦ 何人でも法令の規定により閲覧することができるとされている情報
- ㊧ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
- ㊨ 法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって公開することが公益上必要と認められるもの

〔説明〕 プライバシーの概念は不明確なので上記のように規定した。

「個人に関する情報」とは思想、宗教、意識、趣味等に関する情報、

心身の状況、体力、健康状態、病歴等に関する情報、資格、犯罪歴、学歴、職歴、賞罰、成績等に関する情報、職業、交際関係、生活記録、家庭関係、親族関係等に関する情報、財産の状況、所得等に関する情報など個人に関するすべての情報をいう。この項目は、当該本人が自己情報の閲覧等を請求した場合及び本人以外の者が当該本人の同意を得て請求した場合であっても、これらの請求を拒むことができるものである。また本人には、公開しうると判断される自己情報については、情報提供等の方法で対応することが妥当と思われる。

〔具体例〕意識調査調査票、健康診断書、履歴書、生活保護世帯台帳、固定資産評価書、ただし書、表彰者名簿、民生委員名簿

イ 法令秘情報に関する項目

法令により、公開することができないと認められる情報

〔説明〕法令には、法律、命令を含み、条例、規則も含まれる。「法令により、公開することができない情報」とは、明文の規定をもって公開等が禁止されている情報、他目的使用の禁止規定、地方税法等の個別法による具体的守秘義務規定、法令の趣旨目的からみて公開することができないと明らかに認められる情報である。

〔具体例〕著作物の複製（著作権法第21条）指定統計調査票（統計法第15条第1項）市税申告書、市税更正決定決裁書（地方税法第22条）

ウ 事業活動情報に関する項目

法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を不当に害するおそれがあるもの

ただし、次のいずれかに該当するものは、公益上の必要性から適用を除外する。

- ㊦ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある災害、薬害等の危害から、人の生命、身体、健康を保護するため公開する必要がある情報
- ㊧ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から、人の生活を保護するため公開する必要がある情報
- ㊨ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがあるその他の著しい侵害から消費者の利益その他市民の生活を保護するために公開する必要がある情報
- ㊩ その他、公開することが特に必要であると認められる情報

〔説明〕この項目は、事業者の権利・利益の保護と「知る権利」の保障との調和を図るためのものである。この項目は実質的には、企業対市民という二極間の対立として浮上するにもかかわらず形式的に手続上の当事者としては、企業→市→市民という連鎖関係として残っており、公開・非公開をめぐる権利義務は、市→市民の場面でのみ発生する。したがって、この権利・義務の枠外に置かれてしまった企業に対しての措置として、公開する場合には、事前に当該法人等にその旨を知らせ意見を聞くなどの事前手続を必要に応じてとることができるようにすることも必要である。

〔具体例〕設備投資計画、資金調達計画、法人市民税台帳

エ 国等関係情報に関する項目

国又は地方公共団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼又は協力等により実施機関が作成又は取得した情報で

あって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められるもの

〔説明〕市の行政は、国、都、他市町村と密接に連絡及び協力し合いながら総合的に推進されるものである。そこで上記の情報を一方的に公開することで、国等との協力関係又は信頼関係を損ねる情報は、市と国等との協力関係を確保する観点から、適用除外事項として定める必要がある。この項目に該当すると考えられる情報の類型は、国等の依頼又は委託による調査で当該依頼団体等の承認なしに公表してはならない旨の指示がある情報、機関委任事務に関して主務大臣の指揮監督権に基づき、公開してはならない旨の指示がある情報、全国を通じて統一的に発表を要するとされている情報、国の会計検査等に係るもので、国で公表していない情報、その他公開することにより国等との協力関係を著しく害するおそれのある情報である。

〔具体例〕ラスパイレス指数変動分析調査、会計検査院の検査結果（公表分を除く）

オ 機関内・機関間情報に関する項目

市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の機関との間における調査研究、検討、審議、協議、企画、調整等に関する情報であって、公開することにより、当該又は将来の同種の調査研究、検討、審議、協議、企画、調整等を公正かつ円滑に行うことに著しい支障が生ずるおそれのあるもの

〔説明〕いわゆる「意思形成過程に係る情報」で情報公開の目的の中の市民参加という観点からは、意思形成過程に係る情報でもできうるかぎり積極的に公開し、市民の意見を反映することは、必要なことで

ある。反面意思形成過程は、情報の収集、調査、企画、調整、内部的な打ち合わせ、検討、協議等を繰り返しながら計画などの原案が形成されていくものが多い。その課程の情報には、決裁なり供覧が終了しているが、全体の過程の意思形成の一段階であるため機関内部で十分検討、協議等がなされていない情報や精度の点検がされていない資料等が含まれている。これらの情報が公開されると未成熟な情報で市民に不正確な理解や誤解を与えたり、行政内部の自由卒直な意見交換が妨げられたり、今後十分な検討資料が得にくくなる等のおそれがある。よって、制度化にあたっては、上記の2つの要請を調和させることが必要である。

〔具体例〕 予算要求見積書及び関係資料、都市計画案策定前の検討調査資料、庁内事務担当者会議録、用地取得事前協議

カ 合議制機関等関係情報に関する項目

実施機関が設置する審議会等、行政委員会並びに議会及びその委員会等（以下「合議制機関等」という。）の会議にかかる上程議案、諮問事項、審議資料、会議録、議決事項、答申等その他の情報であって、当該合議制機関等の設置を定める根拠法令（法令のほか要綱を含む。）又は根拠法令の範囲内において、当該合議制機関等の規則若しくは議決により、その全部若しくは一部の非公開を定めているもののほか、公開することにより、当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営又は当該合議制機関等との協力関係若しくは信頼関係を著しく害すると認められるもの

〔説明〕 「合議制機関等」にかかる情報は、決裁又は供覧の手続が終了した情報であるが、その設置者の意思において、又は機関自らの意思において、その意思形成に関し、微妙な討議の過程を必要とする場

合があり、全部又は一部を非公開にすることが許されると思われる。
この点は会議の公開とかかわることであるが、これは「合議制機関等」
がその会議の公開非公開及びこれから生ずる情報についての公開非公
開を定めていないことが多いという点に着目しての趣旨である。

〔具体例〕都市計画審議会

キ 行政運営情報に関する項目

検査、監査、取締、監督、徴税等のための事前調査、計画及び実
施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験問題、用地
買収計画並びにその他の事務・事業に関する情報であって、公開
することにより、事務・事業の目的を損なうおそれがあるもの、
市民全体の利益を損なうおそれのあるもの若しくは特定の者に不
当な利益を与えるおそれがあるもの、関係当時者間の信頼関係を
著しく害すると認められるもの、当該若しくは将来の同種の事
務・事業の公正若しくは円滑な処理又は執行に著しい支障を生じ
るおそれのあるもの及びその他公開することにより市政の公正若
しくは円滑な運営に著しい支障を生じることが明らかなもの

〔説明〕事務・事業執行過程に係る情報で当該事務・事業の公正か
つ円滑な実施を確保するための適用除外事項である。

市の事務・事業について類型化し、制限列举することは、難しい
ので包括的な文言を加えている。この適用除外事項は、文書実態調
査の中で事務・事業を精査、検討し適切な解釈運用基準及び細目基
準を設定し、いやしくも行政側の裁量により、非公開とする情報を
拡張することのないよう留意する必要がある。

〔具体例〕設計単価表、勤務成績評定書、用地買収交渉記録

(5) 適用除外事項における時限性及び部分性の取扱い

ア 時限性

適用除外事項に該当する情報であっても、時間の経過により非公開とする必要がなくなるものがある。金山町、蒲原町、緒方町においては、独立の適用除外事項として一時秘として規定している。しかしこれは、適用除外事項の時限的適用の問題として処理することが妥当と思われる。このため、設定基準、指定及び解除の手続等を定めておく必要がある。

イ 部分性

適用除外事項であっても、当該文書等の部分を構成し分離分割が可能である場合は、非公開部分を除いて公開すべきである。その要件としては、①技術的に容易に分離でき、②過大の経費を費やさず、③非公開の部分の内容を推測できないよう配慮しつつ、④請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できる場合が考えられる。今後分離の方法、範囲等について合理的な方法を考える必要がある。

5 機関委任事務

地方公共団体の事務の7～8割は、機関委任事務であるといわれ、情報公開制度実施へ向けての検討に際し、機関委任事務の処理に関連して作成され、又は取得された公文書が条例によって公開の対象になるかどうかについては、昭和55年10月17日の衆議院地方行政委員会における五十嵐議員の質問に対する砂子田行政局長の答弁以来、しばしば国会の場で質問がなされ、地方自治制度の所管省である自治省の見解が国会の場で明示され、原則的に固有事務であって条例の対象となりうるということで解決をみるまで情報公開制度検討の重要課題とされていた。

以下では、国の見解を主に項をおって問題の所在、機関委任事務の概念、国の見解（国会の質疑の経過）、結論の順にその概要を記述する。

(1) 問題の所在

情報公開を制度化する場合、機関委任事務の処理に関連して作成され、又は取得された公文書を①条例によって公開の対象とすることができるか、②対象とした場合、主務大臣の指揮監督権が及ぶかどうか、が問題となる。

(2) 機関委任事務の概念

機関委任事務とは、国、他の地方公共団体その他公共団体の事務であって法律又はこれに基づく政令によって地方公共団体の長その他の執行機関に委任された事務をいう。

機関委任事務制度は、事務処理を全国一定基準で行うために国の指揮監督を理論的に合理化するための制度であってもっぱら国と地方公共団体の関係を調整するための理論であり、地方公共団体の長に対する機関委任事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第148条、教育委員会に対するものは、法第180条の8、選挙管理委員会に対するものは、法第186条、農業委員会に対するものは、法第202条の2にそれぞれ別表記載の規定がある。

機関委任事務を法第2条第2項のいわゆる団体事務と比較すると次のような相違点がある。

- 機関委任事務については、地方公共団体の条例制定権の対象外であること。（法第14条）
- 議会の議決権は及ばず、議会の書類検閲権・事務管理検査権の対象外であること。（法第98条）
- 議会の調査権は及ばないこと。（法第100条）

- 長に対する職務執行命令の制度の適用があること。（法第 146 条）
 - 国の機関として処理する行政事務については、都道府県知事及び主務大臣の指揮監督を受けること。（法第 150 条）
 - 所管庁の処分の取消及び停止権があること。（法第 151 条）
 - 手数料の徴収の根拠は、法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、規則でこれを定めなければならないこと。（法第 228 条）
- 上記の相違点で、指揮監督権及び条例制定権が、これまで重要な課題として論議されてきたところである。

(3) 国の見解（国会の質疑の経過）

国会における質疑で示された見解の概要の経過は、次のとおりである。

① 昭和 55 年 10 月 17 日衆議院地方行政委員会

〔砂子田自治省行政局長答弁〕

「機関委任事務は主務大臣の指揮監督を受けて行うことになっており、情報公開をするかどうかという問題につきましては、やはり主務大臣の指揮監督のもとにおいて、長の責任と判断において行われるべきものである。」

② 昭和 57 年 3 月 15 日参議院予算特別委員会

〔鈴木内閣総理大臣答弁〕

「情報公開の問題は、国民世論の動向等から見ましても前向きで対応する必要があると、こう考えておりまして……」

「ただいま臨調におきましても御検討いただいております問題でございますから、その答申を待ちまして、根本的なこれに対する政府の方針を決めたい。」

③ 昭和 57 年 4 月 20 日参議院地方行政委員会

〔砂子田自治省行政局長答弁〕

「1 つは、情報公開というのは、現実の事務処理の面から見ますと、

これは公文書管理の一つの態様だというふうに見ておる。第2点は、他の固有事務と機関委任事務で収集した、あるいは作成をした文書とを特段区別する理由がないのではないか。第3点は、情報公開に当たっての機関委任事務については、一般的にはやはり固有事務というふうに観念をしながらこれを長の責任と判断においてなしていくべきものではないか。」

④ 昭和57年4月23日参議院決算委員会

〔柄谷議員の質問と世耕自治大臣答弁〕

「機関委任事務も、情報公開条例の対象として差し支えない。ただ、この場合、国があらかじめ特定するものは除かれる。そして、それ以外のものは地方自治体の首長の判断と責任において公開し得る。こう理解していいですか。イエス、ノーでお答えください。」「御指摘のとおり理解しております。」

⑤ 昭和57年4月23日参議院決算委員会

〔角田法制局長官答弁〕

「機関委任事務に係るものでありましても、文書の管理自体は一般には地方公共団体の事務と考えることは可能だと思います。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、その文書の内容が機関委任事務に関するものであるときには、機関委任事務の処理という面から、主務大臣の指揮監督権も及ぶと、こういうことであろうと思います。」

(4) 結 論

以上のように、自治省の見解が国会の場で明らかにされたが、再度昭和57年4月23日参議院決算委員会における世耕自治大臣の答弁の要旨を記述し、結論としたい。

- ① 機関委任事務の処理に伴い生ずる公文書の管理は原則として固有事務であり、これを条例の対象とすることは構わない。

② しかしながら、機関委任事務を処理中の文書等のように公文書の管理であっても機関委任事務の処理と密接な関係があるものについて、主務大臣が理由を示して非公開を指示してきたものについては、原則として公開の対象とならない。

③ このような文書を公開しようとする場合には、主務大臣と調整を図る必要がある。

④ ②の文書以外の文書については、地方公共団体の長の責任と判断で公開すべきものである。

なお、当市においては、東京都等他の地方公共団体の事務及びその他公共団体の事務についても、国の取扱いと同様に考えることが適切であると思われる。

6 救済制度

(1) 救済制度創設の必要性

情報公開制度は、住民の知る権利を「公文書公開請求権」という権利で保障する制度である。しかしながら、条例上に「公文書公開請求権」を規定するだけでは、実質的な権利保障ではなく市が条例の「適用除外事項」に該当すると判断してなした「非公開処分」が適法であるか否かを、住民が事後的に争うことができる法制度の存在が必要である。これが行政救済制度である。

行政救済制度は、①行政事件訴訟法により司法救済を求める方法と、②行政不服審査法により行政庁に対して不服申立てをする方法とがある。

いうまでもなく、現行の行政不服審査法では、審査機関の第三者性の保障が一般にはなく、行政の自己審査体制という基本構造が戦前より存在している。そこで、情報公開の請求権を保障するため、いかにして第

三者的、公正、簡易迅速な救済制度を創設することができるかが重要な問題となる。

(2) 現行行政不服申立制度における条例による救済機関の設置

「行政不服申立て」とは、「行政庁の処分その他公権力の行使に於ける行為に関し、不服のある者が、行政機関に対し不服を申立て、その違法・不当を審査させ、もって違法・不当な行為の是正排除を請求する手続である。」その特色は、行政機関の審査を求めるものであること、違法問題だけではなく不当問題をも対象としうること、手続が簡易迅速であることの3点である。しかし、行政不服審査は行政機関による自己審査であるという本質的限界を持っており、条例で特別な救済制度を設ける必要性がでてくる。

その1は、行政不服審査法に基づく不服申立てについて処分庁が決定する過程に合議制の審査会に諮問する手続を組み込む方法、

その2は、拒否された案件を調査・審議し、その結果公開すべきか否かの最終的な決定権までも有する審査会を設置する方法〔第三者的不服審査裁決機関〕である。

第2の例は、行政不服審査法上は、問題ないと考えられるが、地方自治法上それが許されるか問題となる。すなわち、地方自治法第138条の四第1項では、長以外の「執行機関」は、すべて法律によってのみ設置できるのであり、地方自治法第202条の三第1項では、附属機関は、……調停、審査、審議又は調査等を行う機関であり、直接住民を対象として行政権を執行する機関ではない、としている。

そこで当市では、何らかの方法で第三者による慎重かつ公正な判断を加える必要性からその1説を導入したい。

(3) 条例による救済機関の適正手続及び客観性（審査裁決機関に近づける）

簡易迅速な手続による市民の権利利益の救済と行政の適正な運営を確保する観点から本制度は、地方自治法上条例にて設置が許容される諮問機関に住民から直接救済を求める方法ではなく、異議申立てを受けた処分庁からの諮問に答えるにすぎず、その機関の意見（答申）は異議申立てを受けて不服審査を行う処分庁の判断を法的に拘束することはできないのである。しかし、諮問機関を裁決権を有する機関に近づけるため、①委員の選任方法に客観性をもたせること。（専門性と公平性を確保する観点）、②異議申立てを受けた処分庁に諮問機関に諮問することを義務づける手続を導入すること。③諮問機関の答申を尊重する手続を導入すること。④諮問機関の委員に対し、事案にかかる情報の提出、関係職員の意見聴取及び現場調査をする権限を付与し、客観的な判断に努められるよう配慮すること。⑤審議は、「事前の告知」をしたものについては、企業等から意見を聴取し適切で客観的な判断に努められるよう配慮すること、等が考えられる。

(4) 関連諸問題

公正な諮問機関的附属機関を設置するに伴い附属機関が権威ある存在として成り立つ必要がある。そのためには、以下のような方策を講ずることが必要である。

- 請求権者からの処分又は不作為について異議申立てをすることができる実施機関の処分庁は、市長部局にあっては市長、行政委員会にあっては各行政委員会、議会にあっては議会となる。その理由は、これら処分庁には、上級行政庁がないからである。
- 異議申立てに対する審査を慎重かつ公正にするため市長のもとに条例による附属機関として数名の委員をもって構成する情報公開審査会（仮称）を設置し、委員5人程度の合議制機関とすることが望まれる。
- 審査会委員には、個人情報等に関する実質的な審理を行う必要から、

地方公務員法等で守秘義務を法的に負っていないので条例により守秘義務を課する必要がある。

- 検索不可能の理由により公開・非公開の決定通知の遅延等簡易な救済をできるだけ迅速に行うため、「再調査の要請」のシステムを導入することを検討する必要がある。
- 議会の処分の救済については、議会の自主的な判断にゆだねることが適切であるが、市長のもとに設置された附属機関に諮問することも一方法である。

7 情報目録

情報が保管・保存されていても市民がその存在と所在を知り得なければ、当該情報の公開を求めてこれを利用することは不可能であり、市民が必要な情報を見つけるためには、効果的な文書検索システムを検討する必要がある。この問題は大きな視点では、文書の管理の問題でもある。

市民の公開請求に対応し検索するための資料の1つとしての情報目録（文書目録）を公開窓口において市民の閲覧に供することは、欠くことのできないものである。神奈川県 の機関の公文書の公開に関する条例においても第13条で（公文書の目録の作成）として、「実施機関は、その定めるところにより、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。」と規定している。

もとより情報目録の機能は、請求権者（市民）にとっては、具体的文書件名を知るためのものであり実施機関にとっては、請求事項について、具体的文書名を的確かつ迅速に特定し、探し出す手段としての機能をもっている。

当市においては、文書管理の一環として「適切な用具と科学的な方法を

用いて、文書化した情報を誰でもが、いつでも容易に利用できるように一定の法則のもとに分類整理し、廃棄にいたるまで組織的・系統的に整理し、保管する制度」としてファイリング・システムを53年度より導入し、その徹底に努めている。しかし、まだその機能を十分に果たしているとはいえない現状である。そこで、文書課において59年度は、まず「モデル課設定による実地指導」としてファイリング・システムの専門コンサルタントを投入して5月から7月にかけてファイリング・システムの徹底に努めているところである。現状のシステムの問題点は、①システムに乗っていない文書が多い。②行政委員会等でまだファイリング・システムを採用していないところがある。③文書の引継ぎ作業に多くの労力と時間がかかりすぎる。④文書の私物化、書庫の有効利用がなされていない、文書があふれ事務室内の環境の悪化等が指摘できる。

当面の問題としては、現行のファイリング・システムの徹底化とあわせて現行文書管理帳票を文書目録及び検索手段として利用に耐えることができるよう準備を急ぐ必要がある。今後は、大きな視点からの文書の管理、そして公開システムとしての対応組織の問題及び段階的实施方法の問題もからめて準備段階でその徹底を図る必要がある。

8 費用負担

情報公開に伴う費用の負担は、公開制度が行政の中でどのように位置づけられるかの観点からの考察が必要である。1つは「特定のもののためにする役務の提供」ととらえる考え方であり、地方自治法第227条（手数料）第1項にその根拠を求めるものであり、身分証明、印鑑証明、公簿の閲覧等1私人の要求に基づき主としてその者の利益のため行う事務である。もう1つは、「閲覧は住民に対して公開請求権を設定し文書の公開を

あらかじめ前提としている。」という考え方である。しかし手数料徴収の根拠となる「特定のもののためにする役務の提供」は、行政側の義務、任意に関係なく、行なわれたかどうかの事実に着目するものである。

当市の現行手数料条例においても第1条において「地方自治法第227条第1項により特定の個人の請求に基づいて事務を施行するときは、～手数料を徴収する。」と規定し、租税公課、印鑑、住民基本台帳等に関する証明及び公簿、図面の閲覧に対して100円の手数料を徴収している現状である。

情報公開制度を実施している6自治体の例をみると、閲覧1件あたり、手数料として神奈川県、埼玉県、春日市は無料、蒲原町は100円、金山町、緒方町は200円であり、写しの交付として1枚当り神奈川県、蒲原町は30円、緒方町は50円、春日市、金山町は100円、埼玉県は実費である。

上記のことから、①閲覧手数料を徴収するか否かについては、情報公開制度の趣旨、現行閲覧制度の現状、受益者負担の原則等を考慮し、今後検討し決定する。②写しの作成に要する費用及び送料については、実費相当額を請求者から徴収することが好ましいと思われる。

9 適正使用

情報の公開を受けたものは、情報を適正に用いなければならない旨を条例に明記することが必要である。実施機関は、情報公開請求書〔仮称〕の記載事項中の情報の利用目的が不適正な場合は、使用目的を変更するよう要請することができることとする。また、交付にあたる職員は、情報公開の趣旨に即して適正使用するよう啓発に努めることとする。既制定条例においても神奈川県は、条例第12条（利用者の責務）で、埼玉県は条例第

4 条（県民の責務）で適正使用の規定をおいている。

10 他法令との調整

実施機関が所管する法令の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手続が定められている場合には、この制度を適用せず手続で定められている限り（請求者の範囲の限定、閲覧等の期間の限定）において法令の規定を適用するものとする。

また、市立図書館、議会図書室等のように市民の利用に供することを目的として収集、整理、保管している図書、資料等については、この制度の適用を除外する。

11 運営審議会の設置

情報公開制度は、市民の参加と監視のもとで、第三者による慎重かつ公正な意見をふまえて制度を運営する必要がある。

そこで、制度全般を見渡し適用除外事項の見直し、その他制度運営に関する重要事項を調査審議し、その結果を答申、建議する権能を有する附属機関として市長のもとに情報公開運営審議会（仮称）を設置する必要がある。

また、審議会の民主的運営を確保するため委員の構成や人選についても慎重に配慮することが望まれる。

第3章 情報公開制度の請求及び公開の手続

知る権利を保障し、開かれた市政を実現するためには、行政への参加という観点からの制度作りが望まれる。そのためには、請求者（住民）の利便を考え利用しやすい的確かつ迅速な対応をするための請求から公開までの手続体制を整えることが望ましい。いうまでもなく市民にとって情報公開とあわせて情報提供の充実もより重要であり、当市においては、52年10月新市庁舎オープンに伴い図書館の第7番目の分館として市政図書館を開館し、情報の提供に努めているところである。制度を構築してもそれを生かすシステムが十分稼働しないと情報公開制度も十分な効果を発揮することができない。そこで市政図書館の現状のサービスと情報公開制度を実施するに際しての現実の対応可能性（文書管理の状況、人的及び場所的要件等）という視点からこの問題を考えたい。なお、今後次の全庁的準備段階でよりいっそう具体的なシステムを考慮する。

以下では、この観点から1 請求行為、2 請求への対応、3 対応組織の順にその手続の概要を記述する。

1 請求行為

(1) 請求の方法

請求権者が請求窓口（受理窓口）で情報公開請求書〔仮称〕により請求する方法は、来庁して直接窓口で請求する方法、郵送で請求する方法、電話で請求する方法が考えられるが、これは次に述べるように公開請求は、文書によることを要件としているので電話での請求は認めないこと

とする。なお、請求書が郵送により提出されたときに、対象情報の特定など請求の趣旨が明らかなでない場合は、本人に来庁を求め、その補正をすることができるものとすべきである。

(2) 文書による請求

情報公開制度の公文書の公開請求は、請求権者の権利の行使であるので、手続の誤りの防止、公開を拒否した場合の救済手続の移行の確保等の理由から書面（情報公開請求書）の提出によることとする。

なお、郵送による場合には、次に述べる必要事項が記載されていれば認めることとする。

(3) 情報公開請求書の記載事項

情報公開請求書の書式には、請求者の住所、氏名、電話番号、公開請求する情報の名称ないし内容、公開の方法、情報の利用目的等の記載を求めるものとする。利用目的の記載を求める趣旨は、情報の不適正な使用を抑制することと対象情報を特定するための補足的な情報を得ることである。また「市内に在勤又は在学している個人」に該当する場合には、これらの請求権者である旨の記載を求めるものとする。

2 請求への対応

(1) 請求の受理

情報公開請求書の提出があったときには、請求窓口（受理窓口）の担当者は、請求書の記載内容を点検し検索可能な程度に特定されている時は請求書を受理する。

受理するに当たっては、①請求者が条例で定める請求権者であるかど

うかの確認、②公開・非公開の決定には、日時を要すること。③公開する場合の閲覧等の日時及び場所は、決定通知書で通知すること。④写しの交付には費用の負担が必要であること等を窓口で説明する。請求書の用紙は、3部複写とし当該請求書の㊦を一部請求者に交付する。

㊦を交付するのは、受理の時点を確認にする趣旨からである。

(2) 請求文書の検索

受理された請求は、一定期間内に文書を特定し探し出す必要がある。この作業は受理窓口で文書管理帳票等によりその検索に努めるとともに市における文書の保管は、主管課単位で行っているため保管文書の検索は、事務を所管する主管課が行うことが適切である。また、制度の段階的实施等と関連することであるが、保存文書については、文書主管課（庶務課文書係）と今後連携を密にしその調整を図りたい。

(3) 公開の決定

ア 公開非公開の処分庁

公開非公開の決定とその通知は処分庁の名において行う。処分庁は、当市においては、市長部局にあっては市長、行政委員会にあっては各行政委員会とする。

イ 公開非公開の決定及び通知の専決権者等

公開非公開の決定及び通知に関する専決権は、処分庁の下位の機関に内部委任し、判断の容易なものは主管課長を専決権者とし、判断に慎重を要するものは部長等を専決権者とするのが適切と思われる。この際決定する過程に、①関係部課の長との協議、②内部審査機関の審査の手続を組み込む方法を考慮する必要がある。企業等から取得した情報については、「事前の告知」の制度を導入する必要がある。また、適用除外事項の細目基準を主管課において作成し、適切な判断に

努めることが必要である。

(4) 公開の方法

情報の公開は、原則として原本の閲覧又は写しの交付により行う。ただし、汚損、破損のおそれがあるとき、部分公開の必要など相当の理由があるときは、複製物の閲覧、複製物の写しの交付による。写しの交付に当たっては、市の実施機関が交付したものであることを明らかにすると同時に写しの副本を1通記録として保管する。

(5) 回答期限と請求者への通知

既制定条例をみても回答期限は、14～15日であり、2週間程度が適切であると思われる。ただし、一定の理由がある場合（部分の公開を行うため厳密な審査を要する場合等）には、回答期限を延長して通知することを考慮する必要がある。非公開決定の通知には、理由付記及び救済の教示をする必要がある。

3 対応組織等

(1) 窓口組織

窓口の設置にあたっては、請求窓口（受付窓口）は、現に文書を保管している課（主管課）が個々に受付けを行う方法も考えられるが、①統一的処理が必要なこと。②利用者の利便を考える必要があること。③情報の特定（主管課の特定）が必要なこと。④費用の徴収の簡素化が必要なこと。⑤相談・案内業務が必要なこと等から一定の窓口で行うのが適切であるとする。上記の理由及び市政図書館の行政情報の提供状況を考慮すると、市政図書館に何らかの形で情報公開コーナー（仮称）的な

ものを設置して情報公開の総合窓口としての機能をもたせることが考えられる。ここでの役割は、請求書の受理、請求文書の公開、相談・連絡調整、請求書の④を文書保管課へ送付等が考えられる。

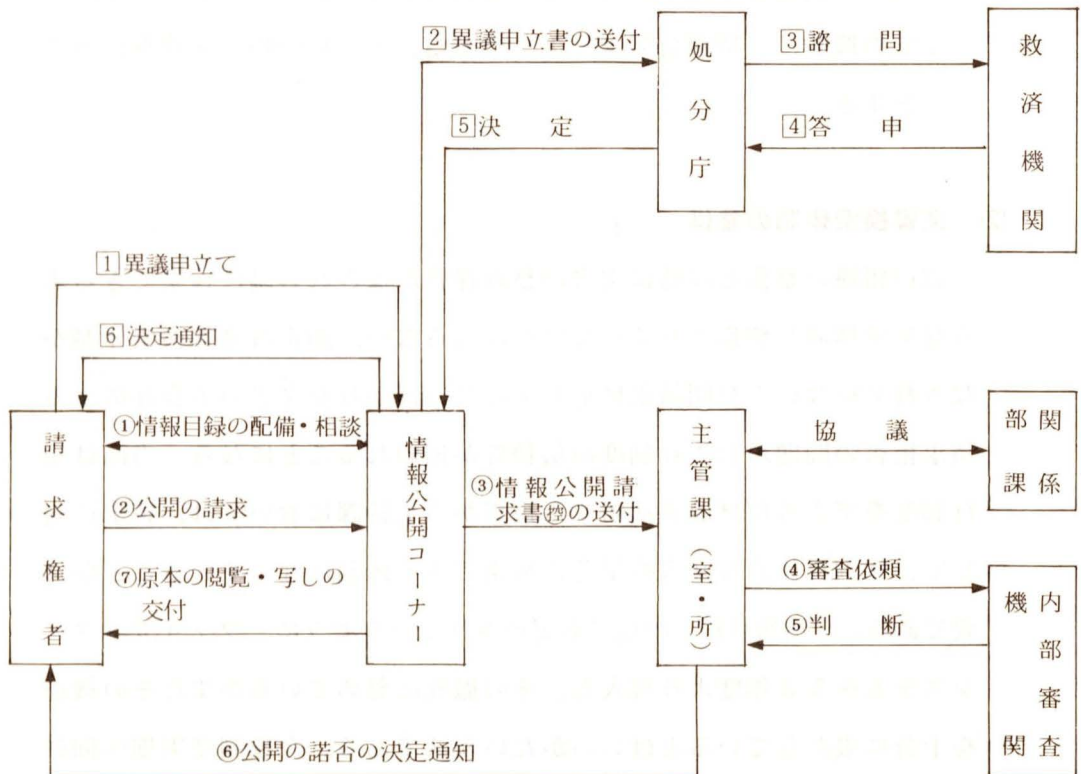
なお、広報課市民相談係を案内窓口として考慮する必要がある。ここでの機能は、情報公開コーナーの案内、その他の相談業務を行うこととする。

(2) 文書検索体制の整備

窓口組織の整備と同時に文書の整理保管がなされ容易に検索できるような検索体制が整備されていなければならない。適正な文書検索体制がなされていないと公開請求に応じられないばかりか文書の不存在による請求拒否の問題がおり制度の信頼性が損われることになる。当面は現行制度をできるだけ改善活用する視点から主管課においては、請求に対して、個別具体的な文書を早急に検索できる体制になっていることが必要である。「情報目録」の項でも記述されているように、ファイリング・システムを53年度より導入し、その徹底に努めているがまだその機能を十分に果たしているとはいいがたい現状である。今後制度実施へ向けて、ファイル基準表の作成の徹底及び現行文書管理帳票を文書目録及び検索手段として利用に耐えることができるよう準備を急ぐ必要がある。

なお、長期保存文書については、恒久的に保存されるところから文書目録を作成する。

請求・公開手続



第4章 プライバシーの保護

1 プライバシーの概念

神奈川県文書調査では、知事部局の全機関の処理済み文書のうち、非公開文書の内訳をみるとプライバシーに関するものが73.7%を占め、東村山市の58年度中における非公開文書（対内文書に限る）の内プライバシーに関する文書は23.5%を占めている。このことから明らかなように調査方法に違いがあるとはいえプライバシーに対しては、主観的側面が強いこと、必ずしも明確な定義づけがなされていないこと等により、調査結果にも大きな差異が生ずることになる。

プライバシーの権利については、「ひとりにしておいてもらう権利」とか「私生活をみだりに公開されない権利」という消極的、受動的な側面にとらえる見解がいままでの伝統的なプライバシーの概念であった。しかしながら、情報化社会の進展によって情報の処理及び通信の飛躍的な技術革新に伴い、個人に関する種々のデータが収集・蓄積・利用されることによって、個人のプライバシーに対する脅威が高まり、個人の権利意識が高まるとともに、「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」すなわち「自己に関する情報の収集・蓄積・提供に積極的に関与する権利」という積極的、能動的な見解をとる現代的な概念に展開してきている。後で述べる当市の電子計算組織個人情報保護条例もこの現代的な考え方をとり入れている。

2 情報公開制度とプライバシー

欧米等の先進諸国では、1973年にスウェーデンで「データ法」が成立したのをはじめとして現在ではOECD加盟24か国中、11か国においてプライバシー保護法が制定されており、情報公開制度とプライバシー保護制度とが車の両輪の関係にあるものとして制度化され運用されている。OECDは、1980年9月に「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」を採択し、これを受けて日本政府は、行政管理庁に「プライバシー保護研究会」を設置して、57年7月に「個人データの処理に伴うプライバシー保護対策」を発表した。

その基本5原則は次のとおりである。

① 収集制限の原則

データの収集目的の明確化、目的達成に必要な範囲内の限定と適法かつ公正な手段による収集

② 利用制限の原則

データの利用を収集目的の範囲内に限定

③ 個人参加の原則

自己に関するデータの存在と内容を知ることおよび必要な場合のデータ訂正請求などの手段の保障

④ 適正管理の原則

データの正確かつ最新なものとして管理とデータの合理的安全保護措置（紛失、破壊、改ざん防止）

⑤ 責任明確化の原則

データ管理者が負わなければならない責任内容の明確化

以上の経過をふまえ、ここで問題となるのは、その1は知る権利とプラ

プライバシーの権利という対立する権利を制度上どのように調整するのかという問題、その2は現代的なプライバシーの保護と情報公開という同一目標を実現する並立関係の問題である。前者のプライバシーの消極的側面である「ひとりにしておいてもらう権利」の保護については、適用除外事項の「個人情報に関する項目」を適用することにより保護することができると思う。後者のプライバシーの積極的側面である「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」の保護と情報公開との関係での中心的課題は、基本5原則の個人参加の原則の問題である。埼玉県では、条例第7条（自己情報の公開請求）で認めている。

しかし、自己に関する情報であっても、個人に関する評価を含む情報（生徒の内申書閲覧等）、病歴等公開不适当情報（患者のカルテ閲覧等）等本人に公開できない情報をどのように定めるか等難しい問題がある。

よって、現代的なプライバシー保護の制度については、基本5原則を包含するプライバシー保護条例を制定することによって実現すべきである。現に春日市においては、今年7月4日「個人情報保護条例」を制定している。

3 電子計算組織個人情報保護条例との調整

日野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和56年条例第33号）では次のような規定を置いている。

第2条（定義）

この条例において、「電子計算組織」とは、電子計算機及び関連機器を利用して与えられた処理手順に従って、一連の処理を自動的に行う組織をいう。

2. この条例において、「個人情報」とは、電子計算組織に記録された個

人に関連する情報をいう。

第9条（閲覧等の禁止）

個人情報とは、本人以外の者の閲覧に供し、又は国若しくは他の地方公共団体等に提供してはならない。ただし、法律に定めがあるものについては、この限りではない。

第12条（開示及び訂正）

市長は、個人情報について、市民から開示の申出があったときは、当該市民に係る個人情報について、開示するものとする。

2. 市長は、個人情報について、市民から記録内容について、訂正の申出があったときは、これを調査し、結果を当該市民に通知するとともに誤りがあったときは、速やかに当該記録を訂正しなければならない。

（3. 略）

条文からも理解できるように電子計算組織に記録されている個人情報の公開（提供）については、この条例の規定を適用することが適切である。しかし、電子計算組織から出力された情報については、一般文書と同様情報公開制度の対象とする。（対象情報の範囲参照）

4 関連諸問題

情報公開制度実現へ向けて個人情報取扱基準を設定する等の整備作業を急ぐ必要がある。今後のプライバシーに関する諸問題を列記すると次のとおりである。

- 庁内における全文書調査を準備段階で実施し、適用除外事項の中の個人情報の抽出の徹底を期する。
- 個人情報の判定の徹底を期するため、個人情報の取扱基準の設定及び取扱基準の細目の作成に努める。

- 個人情報の取扱基準の運用の適正化を図るため、チェック体制の整備を図るとともに庁内連絡会議を設置し、運用の統一性を確保する必要がある。

第5章 制度実現への取組みと今後の課題

1 文書管理体制の整備とその確立

「情報管理なくして情報公開なし」といわれるように情報（公文書）の管理は、情報公開制度確立の前提をなすものであり、従来は行政側の必要性あるいは時効等の法的根拠によって文書管理がなされてきた。しかしながら、今後情報公開制度を創設するに際しては、情報は住民と行政との総合的利用という新しい視点にたって考察する必要がある。以下では、ファイリング・システムを中心課題として文書管理を確立するための現状とその問題点を記述することとする。

(1) ファイリング・システムの現状

現在のファイリング・システムは、新庁舎移転直後の昭和53年度から新しい文書管理方法として導入され、その骨子は、文書分類表による文書の分類、各課に共通のファイル保管庫の設置、ファイリング用品の使用等で始まった。その特色は、①不用文書の廃棄の徹底、②いつでも、だれでもすぐとりだせること、③文書の私物化の排除、④全庁的整理方法の統一制、⑤簿冊方式の徹廃等である。導入後文書係の指導のもとにその効果を発揮しているが、情報目録の項で指摘したように行政委員会等でファイリング・システムを採用していない等問題点があり、その徹底には、まだ時間と経費を要するものと思われる。

(2) ファイリング・システムの徹底

上記の事情を背景にまた情報公開制度の検討と歩調を合わせ、まず59年

度は「モデル課設定による実地指導」として5～7月にかけて5課を対象にその徹底に努めているところである。今後基本的には、現行のシステムをベースに若干の修正を加え、漸次全庁的にその環をひろげファイリング・システムの徹底を図る必要がある。そして情報公開制度の文書目録及び検索手段としてファイリング・システムが利用に耐えるようその改善を図る必要がある。

(3) 全文書調査及び非公開文書についての実態調査の必要性

文書管理の円滑かつ適正な実施とその能率化、合理化を図ることは、情報公開制度を創設するに当たっての基本的な必要事項である。そこで年間を通じての文書の実態と文書管理の問題点とを把握するために準備段階において早急に全文書の実態調査を実施する必要がある。また、情報公開制度の検討で最も重要な課題は適用除外事項の問題である。そこで適用除外事項の問題点を把握するとともに適用除外事項の細目基準を作成するため非公開文書の実態調査を実施する必要がある。

(4) 関連諸問題

情報公開制度を実施するに際し、文書の作成から廃棄までの過程における関連諸規程等を整備する必要がある。その具体例を列記すると次のとおりである。

- 文書管理帳票及び起案用紙等の様式の改善
- ファイリング・システムについての日常的・継続的な研修、指導の徹底
- 公文書検索資料としてのファイル基準表の作成の徹底
- 文書の保管、保存年限の適正化
- 文書の保管方法の見直し（保管用具、保管場所）
- 文書管理規程全体の検討・整備

○文書の処理手続の改善

最後に、文書管理体制を整備確立することにより効果的な公文書検索システムを整備し、住民の公開請求に答えることが必要である。

2 市民意思の反映

当市が目ざす情報公開制度は、知る権利を保障し、市民参加をより推進し、開かれた市政を実現することにある。

市民参加による制度作りを目ざす本市にとっては、市民が制度をどのように考えているかを的確に把握し、市民の意向を制度に反映することが必要である。このため広報紙等による情報提供施策に努めることとする。

今後は、次の準備段階で全庁的な推進体制の整備を図り、全庁的に検討を加えた後、市民代表、知識経験者等を加えた懇談会を設置して、市民意思を反映する必要がある。

また、市民の利用しやすい制度作りのため、制度実施後の運営段階においても公正な運営が確保できるよう運営審議会において市民の意思を反映していく必要がある。

3 職員意識の啓発

情報公開制度は、公文書についての考え方、公文書の作成から管理までの処理手続についての元来の考え方に変革を求めるものであり、これを通して市民と職員との間の信頼関係を築こうとする制度である。

行政内部においては、制度の意義・目的・仕組み等について庁内報、研修等のあらゆる機会を通じて職員に周知徹底を図る必要がある。

このことは、職員が日々作成する公文書が公開の対象になり、職員 1 人ひとりの理解と協力があって初めて制度が成り立つからである。

今後は、職員に意識の変革を求めるとともに職員が制度の必要性を認識し、積極的に制度作りに参画できるよう配慮することが必要である。

4 全庁的推進体制の整備

当市においては、昭年 5 8 年 7 月に要綱を制定し、1 0 月より数次にわたり、情報公開制度の基本的課題の調査研究を進めてきたところである。

今後は、システム面及び文書管理の徹底の視点から適用除外事項の具体化、文書の実態調査、推進計画及び具体案の作成のため実務に即して全庁的な推進体制の整備を図る必要がある。

このため、情報公開制度準備委員会（仮称）を設置し全庁的に制度の推進を図るとともに事務局組織として、企画部門又は総務部門に専管組織を設置することが望まれる。

5 段階的实施

情報公開制度を実施している自治体は、市段階では福岡県春日市をはじめ現在 4 市の状況であり、今まで記述してきたとおり制度化には解決しなければならない諸課題が存在する。

当初から完全な文書管理体制で制度を発足することが望まれるが過去にさかのぼっての文書整理等に日時を要するため整理の終了を待っていたのでは、制度の発足がおくれることになる。

そこで、当面は、既存の文書管理体制を発展的に整備運用し、公開対象

文書は、既制定条例にもみられるように、制度実施以降の文書を対象とし、それ以前の文書については、逐次目録が整備されたものとか長期保存文書から公開するとかの方法が望まれる。

資料 1

日野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例

昭和 5 6 年 1 0 月 2 3 日
条 例 第 3 3 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、電子計算組織の運営にあたり、市民の個人的秘密を保護することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例において、「電子計算組織」とは、電子計算機及び関連機器を利用して与えられた処理手順に従って、一連の処理を自動的に行う組織をいう。

2 この条例において、「個人情報」とは、電子計算組織に記録された個人に関連する情報をいう。

(審議会)

第 3 条 電子計算組織を適正に管理運営するため市長の諮問機関として、日野市電子計算組織運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議して答申する。

- (1) 市民の個人情報の保護に関する事項
- (2) 電子計算組織の管理運営に関する基本的事項
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、電子計算組織の管理運営についての重要事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、電子計算組織の管理運営に関する事項について意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が任命又は委嘱する委員により組織する。

(1) 市議会議員 3人以内

(2) 学識経験者 3人以内

(3) 市民 3人以内

(4) 市職員 3人以内

5 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 審議会の委員の報酬は、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第13号）の第2条の規定に基づく別表中その他付属機関の構成員及び非常勤職員の日額に準ずるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は規則で定める。

（事務処理の範囲等）

第 4 条 電子計算組織を利用して処理する事務は、市及びその機関が処理し、管理し、及び執行する事務の範囲とする。

2 個人情報とは、使用目的を明らかにして収集するものとする。

（秘密の保護）

第 5 条 市長は、個人情報について常に正確かつ客観的なものとして維持、管理するとともに、電子計算組織の運営にあたっては、市民の基本的人権を尊重し、市民の個人的秘密を保護しなければならない。

2 個人情報を取り扱う者は、個人情報の保護の重要性を認識し、担当する事務の範囲を超えて、これを取り扱ってはならない。

3 個人情報を取り扱う者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(運営・管理)

第 6 条 市長は、電子計算組織の運営にあたっては、常に事務の効率化及び処理の正確化に努め、管理に当たっては、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損、盗難及びその他の事故を防止するため必要な措置を講じるものとする。

(記録の制限)

第 7 条 電子計算組織には、個人の思想、信条、宗教、身体的特徴、人種、犯罪歴、門地その他特別に社会的差別の原因となる事項及び個人の秘密を不当に侵害するおそれのあると認められる事項は、記録してはならない。

2 電子計算組織に記録する個人情報は、第 4 条第 1 項に規定する事務を処理し、管理し、及び執行するため必要にして最少限度のものとする。

(個人番号の制限)

第 8 条 個人情報に付した個人番号は、第 4 条第 1 項に規定する事務の範囲を超えて使用してはならない。

(閲覧等の禁止)

第 9 条 個人情報は、本人以外の者の閲覧に供し、又は国若しくは他の地方公共団体等に提供してはならない。ただし、法律に定めがあるものについては、この限りではない。

(有機的結合の禁止)

第 10 条 国及び他の地方公共団体等との通信回線による電子計算組織の有機的結合は、個人情報を処理するために行ってはならない。

(公表)

第 11 条 市長は、電子計算組織による事務処理の状況について、適時市民に公表するものとする。

(開示及び訂正)

第 12 条 市長は、個人情報について、市民から開示の申出があったときは、当該市民に係る個人情報について、開示するものとする。

2 市長は、個人情報について、市民から記録内容について、訂正の申出があったときは、これを調査し、結果を当該市民に通知するとともに誤りがあったときは、速やかに当該記録を訂正しなければならない。

3 前2項に規定する申出は、別に定めるところにより行うものとする。

(委 託)

第 13 条 市長は、電子計算組織による事務処理の一部を外部に委託する場合は、市民の個人情報の保護及びデータの安全確保のため、担当職員等を立ち会わせるなど委託を受けた者が、処理する事務の管理監督について必要な措置を講じなければならない。

(委 任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(1) この条例は、公布の日から施行する。

(2) この条例施行の際既に電子計算組織を利用し、処理している事務については、速やかに必要な措置を講じなければならない。

資料 2

日野市情報公開制度検討委員会設置要綱

昭和 5 8 年 7 月 2 2 日制定

(設 置)

第 1 条 情報公開の制度化に向けて、諸問題を調査研究するため、日野市情報公開制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、情報公開の実施について次に掲げる基本的課題の調査研究を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 情報公開制度についての基本的考え方
- (2) 情報公開制度の内容
- (3) 制度化への諸課題の検討及び取組み
- (4) 情報公開に係る資料収集等
- (5) その他情報公開について必要な事項の検討

(組 織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、企画課長又は主幹をもってこれに充てる。

3 副委員長は、庶務課長をもってこれに充てる。

4 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 議会事務局 1 名 企画財政部 2 名 総務部 2 名 市民部 1 名
生活環境部 1 名 清掃部 1 名 都市整備部 1 名 建設部 1 名
福祉部 1 名 水道部 1 名 教育委員会事務局 1 名 市立総合
病院 1 名 選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局 1 名
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が指名する者

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、委員会が第 2 条に規定する所掌事項を終了したときに満了するものとする。

(運 営)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員会の会議は、原則として月一回開会する。ただし、委員長が必要と認めるときは、随時開会することができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係職員の出席を求めることができる。

(庶 務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第 7 条 その他委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和 58 年 7 月 22 日から施行する。

資料 3

日野市情報公開制度検討委員会検討経過

年 月 日	検 討 内 容 等
5 8. 1 0. 1 8	第 1 回検討委員会 1 委員会設置の経緯 2 講演会 (1)講師 東京都情報公開準備室主査 前田昭信 (2)演題 「情報公開について」
5 8. 1 1. 1 7	第 2 回検討委員会 1 講演会 (1)講師 埼玉県公文書センター所長 岡田博 (2)演題 「情報公開制度の意義及び基本的考え方」 「情報公開の体系」
5 9. 1. 1 8	第 3 回検討委員会 1 情報公開制度全般にわたる意見交換
5 9. 2. 1 6	第 4 回検討委員会 1 請求権者 2 実施機関
5 9. 3. 6	第 5 回検討委員会 1 講演会 (1)講師 神奈川県県政情報室主査 渡部胖 (2)演題 「神奈川県の公文書公開条例の運用とその実態」

年 月 日	検 討 内 容 等
5 9. 4. 1 0	第 6 回 検 討 委 員 会 1 対 象 情 報 の 範 囲 2 適 用 除 外 事 項
5 9. 5. 8	第 7 回 検 討 委 員 会 1 機 関 委 任 事 務 2 救 済 機 関 3 情 報 目 録
5 9. 5. 2 3	先 進 地 視 察 神 奈 川 県 県 民 部 県 政 情 報 室
5 9. 6. 1	第 8 回 検 討 委 員 会 1 請 求 及 び 公 開 の 手 続 2 費 用 負 担 3 文 書 管 理 体 制 の 整 備 と そ の 確 立
5 9. 6. 2 9	制 度 検 討 の 一 環 と し て の ファ イ リ ン グ ・ シ ス テ ム 説 明 会 講 師 (株) イ ト キ ファ イ リ ン グ 研 究 室 寺 川 幸 雄
5 9. 7. 3	第 9 回 検 討 委 員 会 1 情 報 公 開 に つ い て の 基 本 的 考 え 方 2 制 度 実 現 へ の 取 組 み と 今 後 の 課 題 3 補 完 事 項
5 9. 7. 2 0	第 1 0 回 検 討 委 員 会 1 プ ラ イ バ シ ー の 保 護 2 報 告 書 の ま と め

資料 4

日野市情報公開制度検討委員会委員名簿

職	氏 名	備 考
企画財政部 企画課長	田 窪 鎮 夫	委 員 長
総務部 職員課長 (総務部 庶務課長)	山 崎 彰	副 委 員 長
議会事務局 議事係長	栗 原 莞 次	
総務部庶務課 文書係長	青 山 武	
市民部保険年金課 保険税係長 (総務部管財課 契約係長)	阿 川 文 夫	
市民部市民課 記録係長	鈴 木 晴 彦	
生活環境部生活課 コミュニティ係長	小 寺 瑞 彦	
清掃部庶務課 庶務係長	鎌 田 文 勝	
都市整備部下水道課 ”	村 野 章	
都市整備部区画整理課 補償工事係長 (建設部管理課 管理係長)	林 昭 秀	
福祉部社会課 社会係長	松 橋 瑛 子	
水道部業務課 庶務係長	梅崎 満洲男	
教育委員会事務局庶務課 庶務係長	榎 島 英 紀	
市立総合病院 医事係長	小 澤 春 童	
建設部土木課 補修係長 (選挙管理委員会事務局 庶務係長)	平 野 孝 一	
企画財政部財政課 財政係長	田 中 政 幸	
企画財政部企画課 主 査	福 嶋 明 視	

()内は旧所属

資料 5

参 考 文 献

- | | |
|--------------------------------|----------------------------|
| 地方自治体における情報公開に関する研究 | (財)地方自治協会 |
| 情報公開 制度化をめざして | 神奈川県情報公開準備室編
(ぎょうせい) |
| 開かれた政府を 日本での情報公開 | 朝日新聞情報公開取材班
(朝日新聞社) |
| 地方公共団体と情報公開 | 地方自治制度研究会編
(ぎょうせい) |
| 情報公開 | 平松毅著
(有斐閣) |
| 情報公開と現代 | 「法学セミナー」増刊
(日本評論社) |
| 自治体の情報公開 | 今橋盛勝・高寄昇三編著
(学陽書房) |
| 東京都文書事務の手引 | 東京都総務局総務部文書課監
修 (ぎょうせい) |
| 逐条地方自治法 | 長野士郎著
(学陽書房) |
| 個人データの処理に伴うプライバシー保護
対策 | プライバシー保護研究会
(行政管理庁) |
| 情報公開に関する研究報告書 | 東京都情報公開制度研究会 |
| 都における情報公開制度 | 東京都情報公開準備委員会 |
| 情報公開制度に係る法的諸問題
(下山教授講演記録) | 〃 |
| 東京都情報公開準備委員会報告書の概要 | 東京都情報公開懇談会 |
| 情報公開関係資料 | 〃 |
| 情報開示制度確立に向けて
ー東京都情報公開懇談会提言ー | 〃 |

情報公開の制度化を目ざして －開かれた県政の実現－	神奈川県情報公開準備室
神奈川県の情報公開制度に関する提言	神奈川県情報公開推進懇話会
神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例の解釈及び運用の基準	神奈川県
自治と連帯による県政をめざして	埼玉県行政情報公開準備検討委員会
埼玉県における行政情報の公開に関する提言	埼玉県行政情報公開懇話会
プライバシー保護に関する報告書	埼玉県
情報公開の制度化への提言	大阪府情報公開府民会議
情報公開制度に関する中間報告書	日本弁護士連合会
情報公開に関する報告書	東京都板橋区
情報公開制度に関する調査研究	豊島区情報公開制度研究チーム
情報公開制度に関する報告書	目黒区情報公開制度調査委員会
情報公開基本問題調査研究報告書	三鷹市情報公開基本問題調査研究プロジェクトチーム
情報公開制度に関する研究報告書	武蔵村山市情報公開制度検討委員会
開かれた市政の実現をめざして	川崎市情報公開制度研究委員会
情報公開制度	東京都市町村職員研修所

情報公開制度に関する報告書

昭和59年7月発行

発 行 日野市

編 集 日野市情報公開制度検討委員会

(事務局・日野市役所企画財政部企画課)

〒191 日野市神明1～12～1

電 話 0425-85-1111

印 刷 庁 内 印 刷

